

中小企業の経営者が知っておきたい 経営者のための相続税対策

資料作成：税理士 滝沢 淳

税理士 高嶋 のぞみ

目次

■ 1. はじめに	1
■ 2. Case 1 相続税の計算方法	1
■ 3. Case 2 事業承継の方法	8
■ 4. おわりに	9

中小企業の経営者が知っておきたい

経営者のための相続税対策

■ 1. はじめに

今回は、経営者のための相続税対策についてお話させていただこうと思います。相続税対策を行うには、まず相続税がどれぐらいかかるかを把握しておくことが必要です。また、相続税対策をするには、その計算をどのようにするかも知っておかなくてはなりません。そこで、経営者にありがちな具体的な問題点をもとに、基本的な相続税計算と、相続税対策のポイントをご紹介させていただきます。

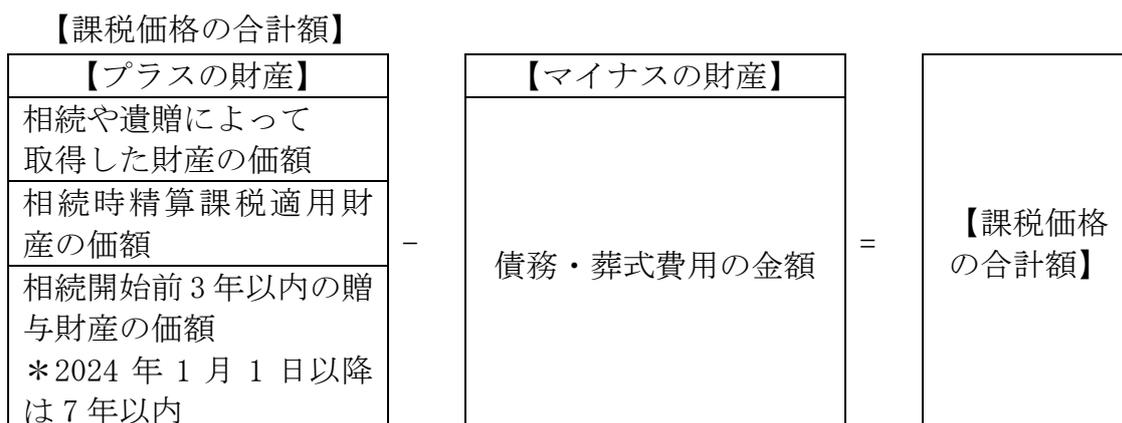
■ 2. Case 1 相続税の計算方法

- Q. 私は、会社（非上場）を経営して40年になりました。家族は、配偶者と子供が2人います。息子（A）に会社を引き継いでもらおうと思っています。しかし、自社株式が高いといわれているのですが、いざ相続が起こった時に相続税が払えるか心配です。
- A. 会社経営者の相続が起こった場合、その所有する財産を承継する者に相続税がかかってくる可能性があります。特に中小企業などの場合は、経営者が自ら経営する会社の株式を所有していることがほとんどですが、その株式の評価額が大きい場合は、株式を承継する者の相続税額の負担も大きくなります。しかし、上場株式と異なり容易に売却など換金することができません。したがって、別途相続税を支払うことができるよう準備が必要となってしまいます。そこで、まず相続税がどのくらいかかるかを把握するために、相続税の計算方法について説明いたします。

1. 相続税の計算方法

STEP1 【課税価格の合計額】を計算する。

被相続人の保有する財産および債務を洗い出し、【プラスの財産】から【マイナスの財産】を差し引いてして、【課税価格の合計額】を計算します。



STEP2 【課税価格の合計額】から基礎控除額を引いて、【課税遺産総額】を算出する。

基礎控除額は、次の式で計算します。

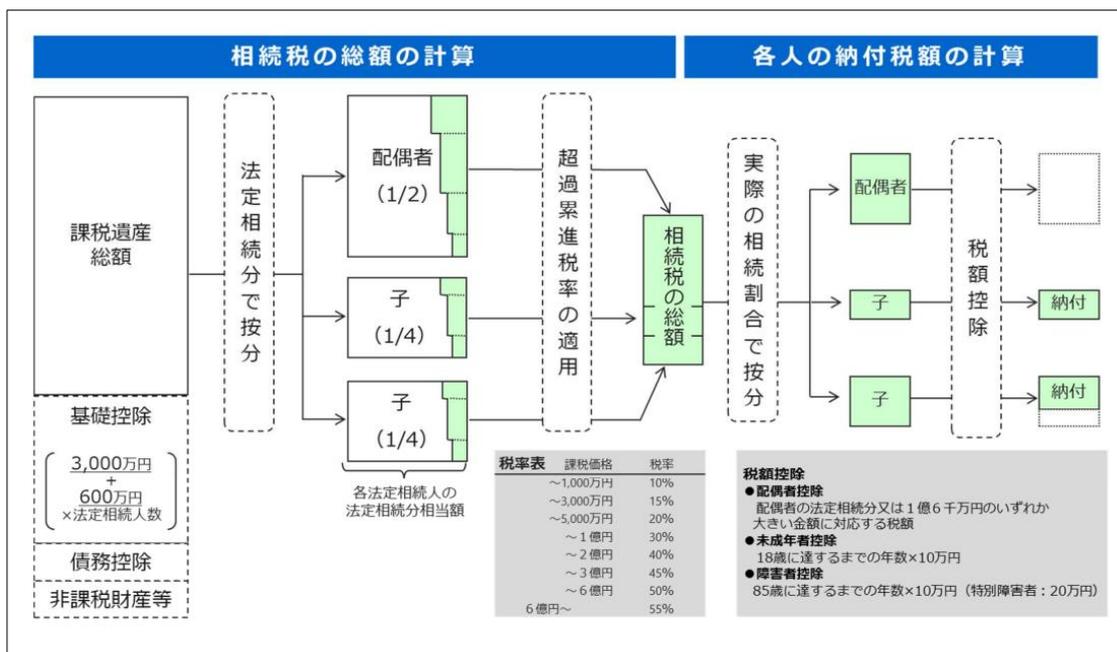
$$\text{基礎控除額} = 3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数})$$

今回のケースでいうと、法定相続人は「被相続人の配偶者と子2人」ですので、3人となります。そうすると、基礎控除額は、3,000万円+600万円×3人=4,800万円となり、【課税価格の合計額】から基礎控除額4,800万円を控除して【課税遺産総額】と求めます。したがって、【課税価格の合計額】が4,800万円以下となれば、相続税はかかりません。

STEP3 【課税遺産総額】を法定相続分（配偶者1/2、子ども各1/4）で按分し、各法定相続分に相続税率（超過累進税率）を乗じたものを合算して、【相続税の総額】を求める。

STEP4 【相続税の総額】を各相続人が取得した【実際の相続割合】で按分し、相続人ごとの【実際の相続税額】を算出する。適用できる【税額控除】があれば、それぞれ計算する。

相続税は、最終的に、各相続人が実際に取得した相続割合で按分して負担します。



*財務省「身近な税 Q&A～身近な税について調べる～」より
(https://www.mof.go.jp/tax_information/qanda005.html)

このように、相続税の計算は、各相続人が相続した財産に直接税率を乗じて算出するわけではないため、他の税目に比べ複雑です。また、財産は、基本的に、それぞれ財産に応じた評価方法が定められており、評価が難しいものもあります。相続税評価額は財産総額や相続税の算出に影響を及ぼすため、適切に評価する必要があります。

2. 非上場株式の評価方法

実際に息子（A）さんが相続により会社の株式を取得した場合、その会社の株式は相続財産となりますが、その会社の株式が市場で売買できない非上場株式である場合、価値はいくらであると考えたらよいのでしょうか。

非上場株式は、取引相場がないため、相続税を計算するうえで国税庁が作成している【財産評価基本通達】の「取引相場のない株式等の評価」をもとに、会社規模や株式を取得した株主の区分により評価していきます。どのように評価方法を選定していくかを段階的に概説します。

STEP1 同族株主がいる会社か判定する。

株式評価の対象となる会社が、経営支配力を持っている同族株主がいる会社か、また相続等により株式を取得した株主がそのグループに属するかによって、次のSTEPで述べる評価方法①原則的評価方式を使うか、②特例的評価方式を使うかが判断されます。基本的には、中小企業の経営者は支配権を持っている場合が多く、同族株主間の相続、贈与となるため①の原則的評価方式を使うことになります。

STEP2 評価方法を判定する。

①原則的評価方式

原則的評価方式は、評価する株式を発行した会社を[純資産価額]、[従業員数]および[取引金額]により、会社の規模に応じた【大会社】、【中会社】【小会社】の3つに区分して、[類似業種比準価額方式]、[純資産価額方式] [類似業種比準価額方式と純資産価額方式の併用方式]のいずれかで評価します。

評価方式/会社の規模		評価方法	
		原則	選択
原則的評価方式	大会社	類似業種比準価額方式	純資産価額方式
	中会社	類似業種比準価額方式と純資産価額方式の併用	純資産価額方式
	小会社	純資産価額方式	類似業種比準価額方式と純資産価額方式の併用

大会社が原則としている【類似業種比準方式】とは、類似業種の株価をもとに、評価する会社の一株当たりの[配当金額]、[利益金額]および[純資産価額]の3つで比準して評価する方法です。業績により評価する方法ですので、業績がいいと評価額は高くなります。

小会社が原則としている【純資産価額方式】とは、会社の総資産や負債を原則として相続税の評価に洗い替えて、その評価した純資産の価額から負債や評価差額に対する法人税等相当額を差し引いた残りの金額により評価する方法です。純資産の大きさにより評価する方法ですので、評価対象会社の保有純資産が大きいほど評価額が高くなります。

②特例的評価方式

同族株主以外の株主が取得した株式については、その発行会社の規模にかかわらず、特例的な評価方式である【配当還元方式】で評価します。

配当還元方式とは、その株式を所有することによって受け取る一年間の配当金額を、一定の想定利回り（10%）で還元して元本である株式の価額を評価する方法です。

同族株主等以外の株主は、会社の業績にも影響を与えることのできない立場であることから、株主は配当を期待して所有しているとの観点から、簡便的な【配当還元方式】で評価することとなります。株価は、会社

の業績がいいと必然的に高くなり、原則的評価方式と比べると、株価が低くなる傾向があります。

3. 非上場株式の相続税の納税猶予および免除の特例

非上場株式が高額に評価された場合、相続人である息子（A）さんは多額の相続税を負担しなければなりません。非上場株式は換金性が低いため、多額の相続税は事業承継を進めるうえで大きなハードルとなります。

そこで、後継者である相続人等が、「中小企業経営承継円滑法」の認定を受けている非上場株式の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等にかかる相続税・贈与税について、一定の要件のもと、猶予・免除する法人版事業承継税制があります。

この法人版事業承継税制には、平成30年に税制改正により見直しが行われ、従来の「一般措置」と「特例措置」の2つの制度があります。法人版事業承継税制は、会社の要件、経営者や後継者の要件などいくつかの要件があるため、この制度を理解しておくといでしょう。

◎特例措置と一般措置の主な相違点

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 【平成30年4月1日から令和6年3月31日まで】	不要
適用期限	次の期間の相続等・贈与 【平成30年1月1日から令和9年12月31日まで】	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	相続等：80%、贈与100%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額を免除	なし (猶予税額を納付)
相続時精算課税の適用	60歳以上の贈与者から18歳（令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」）以上の者への贈与	60歳以上の贈与者から18歳（令和4年3月31日以前の贈与については「20歳」）以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与

※国税庁HP タックスアンサー（よくある税の質問）

No.4148 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例等（法人版事業承継税制）より

4. 納税資金の準備

ここまで、相続税の計算方法と経営者の主要な財産となる非上場株式の評価について説明をし、事業承継にかかる相続税の算出方法について説明をしてきました。では次に、ここで算出された相続税をどうやって納めるかということを考えなくてはなりません。その方法についてのポイントをまとめました。

①死亡退職金・弔慰金の活用

経営者が亡くなった場合、会社から死亡退職金や弔慰金を相続人に支給し、納税資金に充てることができます。死亡退職金・弔慰金支給規程を整備し、相続人（後継者等）を受取人に指定しておきましょう。

死亡退職金は、相続税の計算上〔500万円×法定相続人の数〕の非課税枠があります。弔慰金についても、一定の金額が非課税とされます。相続人は、非課税枠を活用しながら納税資金を確保することができます。

役員に対する死亡退職金は多額になることが予想されるため、法人契約で生命保険に加入し、法人が受け取った死亡保険金を遺族への死亡退職金に充てられるよう備えておくことも一つの方法です。

②死亡保険金の活用

経営者が、自分を被保険者として生命保険に加入し、後継者を受取人にしておけば、保険金を相続税の納税資金に充てることができます。死亡保険金は、受取人を指定することが可能なため遺産分割協議を行う必要はありません。また、死亡保険金も死亡退職金と同様に、相続税の計算において〔500万円×法定相続人の数〕の非課税枠が設けられています。

③自社株の買取り

後継者が相続した会社の株式を会社が買取る方法もあります。後継者は、譲渡代金を納税資金に充てることができます。ただし、この方法は債権者保護の観点から会社法上の財源規制があり、また、そもそも会社に十分な資金がなければ、会社が株式を買取ることはできません。

ちなみに、相続で非上場株式を取得し、相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に、その非上場株式を自己株式として買い取ってもらった場合、全額が株式の譲渡所得にかかる収入金額とされ、申告分離課税となります。つまり、配当とみなされる金額はないことになります。

④生前贈与の活用

経営者から、後継者等へ生前贈与を行うことにより納税資金を準備する方法です。経営者の相続財産が減り、相続税を抑える効果もあります。

贈与の方法には、暦年贈与と相続精算課税制度があります。これまでは少額の贈与であれば、ほとんどの方が暦年贈与を活用されてきたと思いますが、令和5年度税制改正により、相続時精算課税制にこれまでになかった基礎控除が新設されました。同一の贈与者からの暦年贈与と相続時精算課税制

度の併用はできないため、今後は、暦年贈与と相続時精算課税制度のどちらを選択すると有利かを、贈与額や贈与年数等を総合的に勘案して検討する必要がありますでしょう。

(ア) 暦年贈与

受贈者ごとに、毎年1月1日～12月31日までの1年間に110万円の非課税枠である基礎控除が設けられており、基礎控除内の贈与であれば贈与税がかかりません。基礎控除内や低い税率の範囲内で贈与を行うことにより、将来の納税資金を準備しておくことができます。

ただし、相続開始前3年以内に贈与された財産は、贈与がなかったものとして相続財産に含めることとされています。これを生前贈与加算といいます。

令和5年度税制改正で、この生前贈与加算の対象期間が、相続開始前『3年』以内から『7年』以内へと改正されました。また、新たに対象となった4年間の贈与については、相続税の計算上、合計100万円の非課税枠を設ける措置がとられます。

この改正は、2024年1月1日以降に行われる暦年贈与から順次適用されます。

(イ) 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、2,500万円までの非課税枠があり、この金額までの贈与は贈与税がかかりません。非課税枠を越えた場合は、超えた金額に一律20%の贈与税が発生します。相続時精算課税制度の適用対象者については、贈与者が60歳以上の父母又は祖父母、受贈者が18歳以上の子又は孫と限定されています。また、一度相続時精算課税制度を利用すると、その後、同一の贈与者から受ける贈与については(ア) 暦年贈与の税金の計算方法が適用されなくなります。

しかし、相続時精算課税制度を適用した贈与者の相続が起こると、この制度を適用して贈与した全ての財産は、その他の相続財産と合算して(贈与がなかったこととして)相続税を計算することになります。そして、既に納税した贈与税があれば、その相続税額から控除します。

この相続税精算課税制度についても改正が行われ、暦年贈与と異なり110万円の基礎控除がありませんでしたが、令和5年度税制改正で、相続時精算課税制度にも新たに110万円の基礎控除が設けられました。この110万円以下の贈与は相続時精算課税制度適用後も贈与税申告が不要になり、相続税の計算においても110万円以下の贈与は相続財産に加算する必要がなくなりました。

■ 3. Case 2 事業承継の方法

Q. 会社を残すためには、息子に継がせる以外にどのような方法がありますか？

A. 会社の経営権を経営者が後継者に引き継がせることを『事業承継』といいます。

40年以上前は90%以上が親族内で承継していましたが、近年では、親の後を継ぐ子供が減っています。日本政策金融公庫が公表した中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）（2023年3月23日）では、後継者が決定しており後継者本人も承諾している決定企業の割合は10.5%、廃業を予定している企業は57.4%となっており、経営者の高齢化が進む一方で、後継者の確保が困難になっています。中小企業にとって、誰に継がせるか、事業承継問題は非常に重要な問題になっています。

ここでは、事業承継の3つの類型について説明します。

1. 事業承継の方法

①親族への承継

経営者の子供をはじめとした親族に承継させる事業承継させる方法です。

後継者を早期に決定し、後継者教育等のための長期の準備期間を確保することが可能であり、社内や取引先・金融機関等への関係者から理解を得やすいです。また、会社の所有と経営を一体的に引き継ぎやすいというメリットがあります。ただし、相続人が複数いる場合、後継者の決定が難しいというデメリットがあり、後継者以外の相続人へ配慮が必要となります。

生前贈与や遺言を作成することで、後継者に株式等を集中することが可能となりますが、相続人の遺留分（最低限度の財産を相続することができる権利）についての考慮が必要です。

②従業員等への承継

親族外の役員・従業員等に事業承継する方法です。

社内で長期間勤務し経営に携わってきた従業員等に承継する場合は、経営の一貫性を保つことができるというメリットがあります。しかし、後継者候補は株式の買取り等が必要となる場合が多いので、株式取得等の資金を調達できるかという資金面の課題が問題となったりします。

③M&Aによる承継

M&Aとは、合併（Mergers）と買収（Acquisitions）のことをいい、他の企業等の第三者へ引継ぐ方法です。

近年、M&Aが浸透し、身近に適任な後継者がいない場合でも、廃業をせず、広く後継者を外部に求められることから注目を集めています。M&Aが成立すれば、会社はそのまま継続し、事業も継続されます。更に、現経営者

(所有者)は、会社売却の利益を獲得できます。ただし、希望の条件(従業員の雇用、価格等)を満たす買手企業を見つけることが難しく、マッチングするまで長い期間を要するケースも珍しくありません。

■ 4. おわりに

中小企業の経営者にとって、事業承継は遠い将来の話と思われがちですが、万一の時に備えて会社の経営資源やリスクの状況を把握し、相続発生時に予想される問題点を認識して、『誰に』『いつ』承継するかを中長期的に考えておくことをお勧めします。円滑に事業承継や相続をスムーズに進めるためにも、経営者にとって身近な相談相手である税理士などの専門家、金融機関や商工会・商工会議所などのサポートを得ながら、早めの準備や対策を行っておくとよいでしょう。

【著者プロフィール】 滝沢 淳 (たきざわ あつし)

税理士法人グリュック 代表社員 税理士

家族にまつわる法制度と租税法を研究し、論文「21世紀の家族と税制」で金賞受賞。

これまで、いくつかの大手会計事務所に所属し、個人事業から一部上場企業まで事業に関する税務を中心とした仕事から資産税業務である相続・贈与、組織再編、事業承継など難易度の高い税務に携わったのち、開業に至る。

現在、税理士法人グリュックの代表社員税理士として、銀行、証券会社、不動産会社、イベント等においてセミナーを数多く行う。

【著者プロフィール】 高嶋 のぞみ (たかしま のぞみ)

税理士法人グリュック 税理士

幼い頃からの夢であった幼稚園教諭として勤務中、幼稚園の経理担当者の勧めで簿記の勉強をはじめたことから、日商簿記1級、全経簿記上級を取得し、税理士資格まで取得するに至る。

幼稚園を退職後、複数の会計事務所に勤務し、所得税、法人税・相続税等の業務に携わり経験を積む。

大学院では「消費税の対価性」について研究を行う。

幼稚園教諭時代の経験を活かし、誰にでも解る楽しい会計・税務をモットーに活躍中。